

奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十六号

奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年三月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第4条関係)

加 入 等 不 承 認 通 知 書

年 月 日

様

奈良県知事



年 月 日付けで申込みのありました奈良県心身障害者扶養共済制度
への加入は、次の理由により承認できないので通知します。
における口数追加

理 由

(教 示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求することが認められる場合があります。

2 この処分については、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります）。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第十一号様式を次のように改める。

第 1 1 号様式(第 6 条関係)

加入番号	
------	--

掛 金 減 免 不 承 認 通 知 書

年 月 日

様

奈良県知事



年 月 日付けで申請のありました奈良県心身障害者扶養共済制度の掛金の減額免除については、次の理由により承認できないので通知します。

理 由

(教 示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求することが認められる場合があります。
- 2 この処分については、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります）。
- なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第十八号様式及び第十九号様式を次のように改める。

第18号様式(第7条関係)

年金(加算額)不支給決定通知書

年 月 日

様

奈良県知事



年 月 日付けで請求のありました奈良県心身障害者扶養共済制度条例第10条の規定による年金の給付については、次の理由により支給できないので通知します。

理 由

(教 示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求することが認められる場合があります。

- 2 この処分については、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります)。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 19 号様式(第 8 条関係)

年金証書番号	
--------	--

年金支給停止通知書

年 月 日

様

奈良県知事 印

奈良県心身障害者扶養共済制度条例第 10 条の規定により支給している年金は、次のとおり支給停止の決定をしましたので通知します。

なお、年金の支給停止の事由がなくなったときは、速やかに、そのことを届け出てください。

支給停止の事由	
支給停止の期間	年 月から年金の支給停止の事由がなくなった日の前月まで
備考	

(教 示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合であっても審査請求することが認められる場合があります。
- 2 この処分については、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります）。
なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第二十三号様式を次のように改める。

第 2 3 号様式(第 1 6 条関係)

弔慰金(加算額)不支給決定通知書

年 月 日

様

奈良県知事



年 月 日付けで請求のありました奈良県心身障害者扶養共済制度条例
第 1 6 条の規定による弔慰金の給付については、次の理由により支給できないので通知し
ます。

理 由

(教 示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合であっても審査請求することが認められる場合があります。

- 2 この処分については、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県知事となります）。

なお、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。